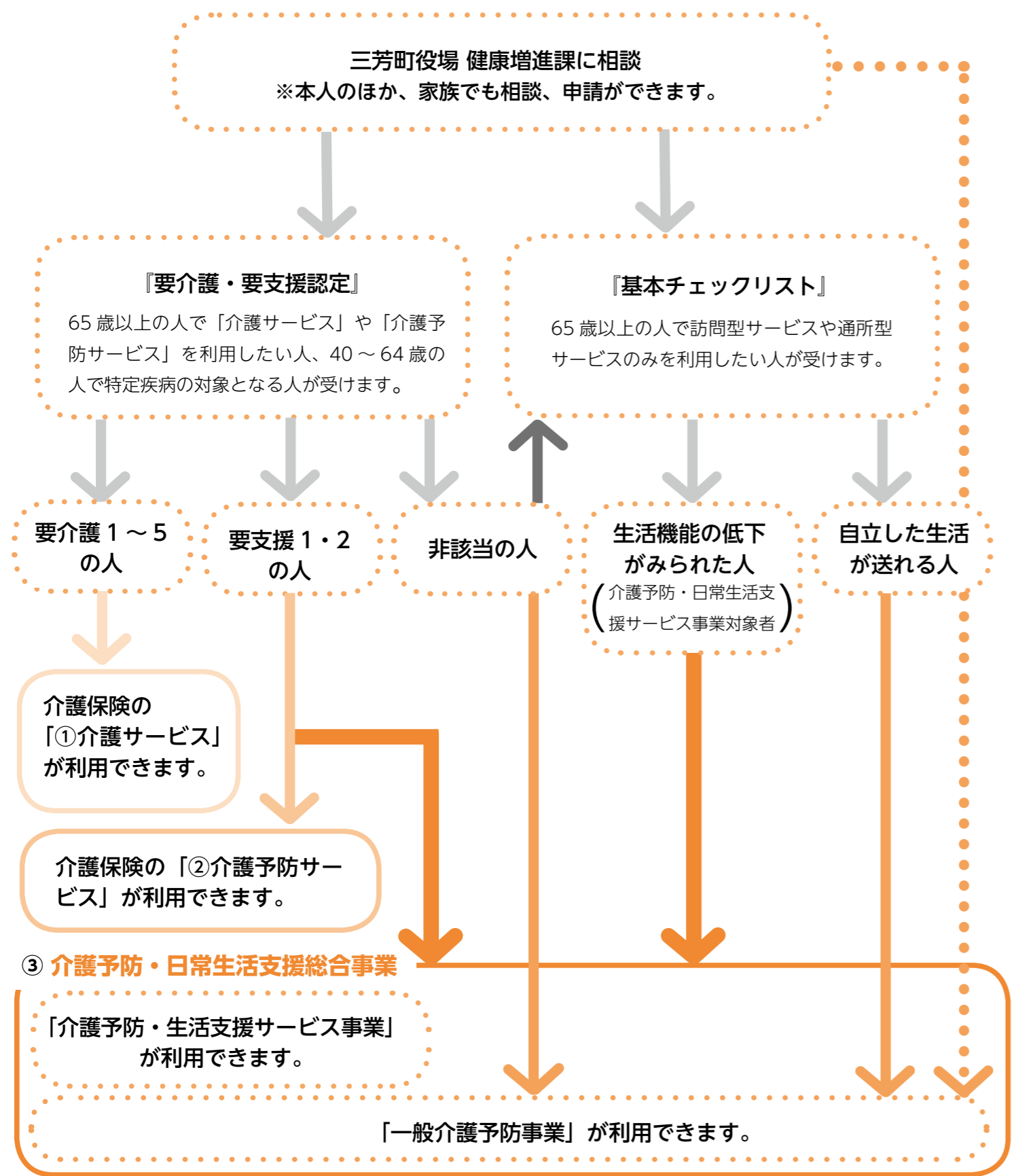


～介護保険サービス利用までの流れ～

利用できるサービスには、「①介護サービス」、「②介護予防サービス」、「③介護予防・日常生活支援総合事業」の3種類があり、身体状態等により利用できるサービスが異なります。これらのサービスを利用する場合は三芳町役場健康増進課で手続きが必要です。



介護保険法の改正により、現在の要支援1・2の人が利用している介護予防給付サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護の2つのサービスについて、全国一律に基づくサービスから、市町村が提供する総合事業に移行されます。町では4月1日から、総合事業を開始し、高齢者の皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

介護認定を受けなくても一部利用可能なサービス

65歳以上の人で介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス」のみを利用したい人は、要介護認定を受けなくても、基本チェックリストの判定により、介護予防・日常生活支援総合事業を利用できるようになりました。(基本チェックリストは生活状況や健康状態等を確認する調査票です)。「介護予防・生活支援サービス」には、訪問型サービスと通所型サービスがあります。訪問型サービス：掃除や調理などの生活援助や入浴介助などの身体介護を行います。通所型サービス：施設に通って日帰り機能訓練や生活援助などを行います。

※健康増進課以外でも相談を受け付けています。

担当地区	相談窓口
第1地区 上富全域、北永井全域、藤久保3区、6区	地域包括支援センター 埼玉セントラル 三芳町上富 2177 ☎ 049-274-2080
第2地区 藤久保1区、2区、4区、5区、竹間沢全域、みよし台1区	地域包括支援センター みずほ苑みよし 三芳町竹間沢 735-1 ☎ 049-293-7341
町内全域 (担当地区に関わらず相談をお受けします。) ※ケアプラン作成を除く	三芳町地域包括支援センター 三芳町藤久保 1100-1 三芳町役場 1階 ☎ 049-258-0019

一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の中には、もうひとつ「一般介護予防事業」があります。この事業は、65歳以上の人なら誰でも利用できます。基本チェックリストの判定を受ける必要はありません。三芳町では、リハビリ相談、いもっこ体操等を実施しています。